（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四条　改正令附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二十七条の五の規定に基づく旧規則第二十条の二の規定は、なおその効力を有する。

（法人の事業革新設備等の特別償却に関する経過措置）

第五条　改正令附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二十八条の六の規定に基づく旧規則第二十条の十の規定は、なおその効力を有する。

（特定目的会社に係る課税の特例に関する経過措置）

第六条　改正後の租税特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第二十二条の十八の四第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下「改正法」という。）第十九条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第六十七条の十四第一項に規定する特定目的会社の平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第六十七条の十四第一項に規定する特定目的会社の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）

第七条　新規則第二十二条の十九第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、新法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、旧法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例に関する経過措置）

第八条　新規則第二十二条の二十の二第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、新法第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人の平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、旧法第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例に関する経過措置）

第九条　新規則第二十二条の二十の三第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、新法第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人の平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、旧法第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十条　改正令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第三十九条の四十の規定に基づく旧規則第二十二条の二十三の二の規定は、なおその効力を有する。

（連結法人の事業革新設備等の特別償却に関する経過措置）

第十一条　改正令附則第十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第三十九条の五十一の規定に基づく旧規則第二十二条の三十二の規定は、なおその効力を有する。

○財務省令第九十号

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定を実施するため、国税質問検査章規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二日

財務大臣　安住　淳

国税質問検査章規則等の一部を改正する省令

（国税質問検査章規則の一部改正）

第一条　国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十七条の八第四項、第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条の二第二項、第九十条の四の二第二項及び第九十条の六の二第五項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書（税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）に規定する証明書を除く。）の書式は、別表第一による。

第二条第二項中「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「第九条の四の二第四項、第二十九条の二第九項若しくは第四十一条の十二第二十五項」を「第九条の四の二第五項、第二十九条の三第九項若しくは第四十一条の十二第二十六項」に改め、同条第三項中「第三十七条の十一の三第十二項」を「第三十七条の十一の三第十三項」に改め、同条第五項中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削る。

（国税質問検査章規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　国税質問検査章規則の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の改正規定中「、第二十九条の三第八項」を削る。

附則第一条ただし書中「次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日」を「第二条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定は、平成二十四年一月一日」に改め、同条各号を削る。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　公布の日

二　第一条中国税質問検査章規則第二条第二項の改正規定（「第五条第二項」を「第五条第三項」に改める部分を除く。）及び次条の規定　特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）の施行の日

（質問検査章の書式に関する経過措置）

第二条　前条第二号に定める日から平成二十四年十二月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の国税質問検査章規則第二条第二項の規定の適用については、同項中「第九条の四の二第五項、第二十九条の二第十項、第二十九条の三第九項若しくは第四十一条の十二第二十六項」とあるのは、「第九条の四の二第四項、第二十九条の二第九項、第二十九条の三第八項若しくは第四十一条の十二第二十五項」とする。

（たばこ特別税に関する省令の一部改正）

第三条　たばこ特別税に関する省令（平成十年大蔵省令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の項第二欄中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項」に改め、同項第三欄中「第二十七条第五項」を「第九十条の六の二第五項」に改め、同項第四欄中「第二十七条第五項、」を「第九十条の六の二第五項並びに」に、「第十九条第五項」を「第十九条第二項」に改める。

（国税質問検査章規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　国税質問検査章規則の一部を改正する省令（平成二十二年財務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項の改正規定中「第三十七条の十一の三第十二項」を「第三十七条の十一の三第十三項」に、「第三十七条の十四第十八項」を「第三十七条の十四第十九項」に改める。